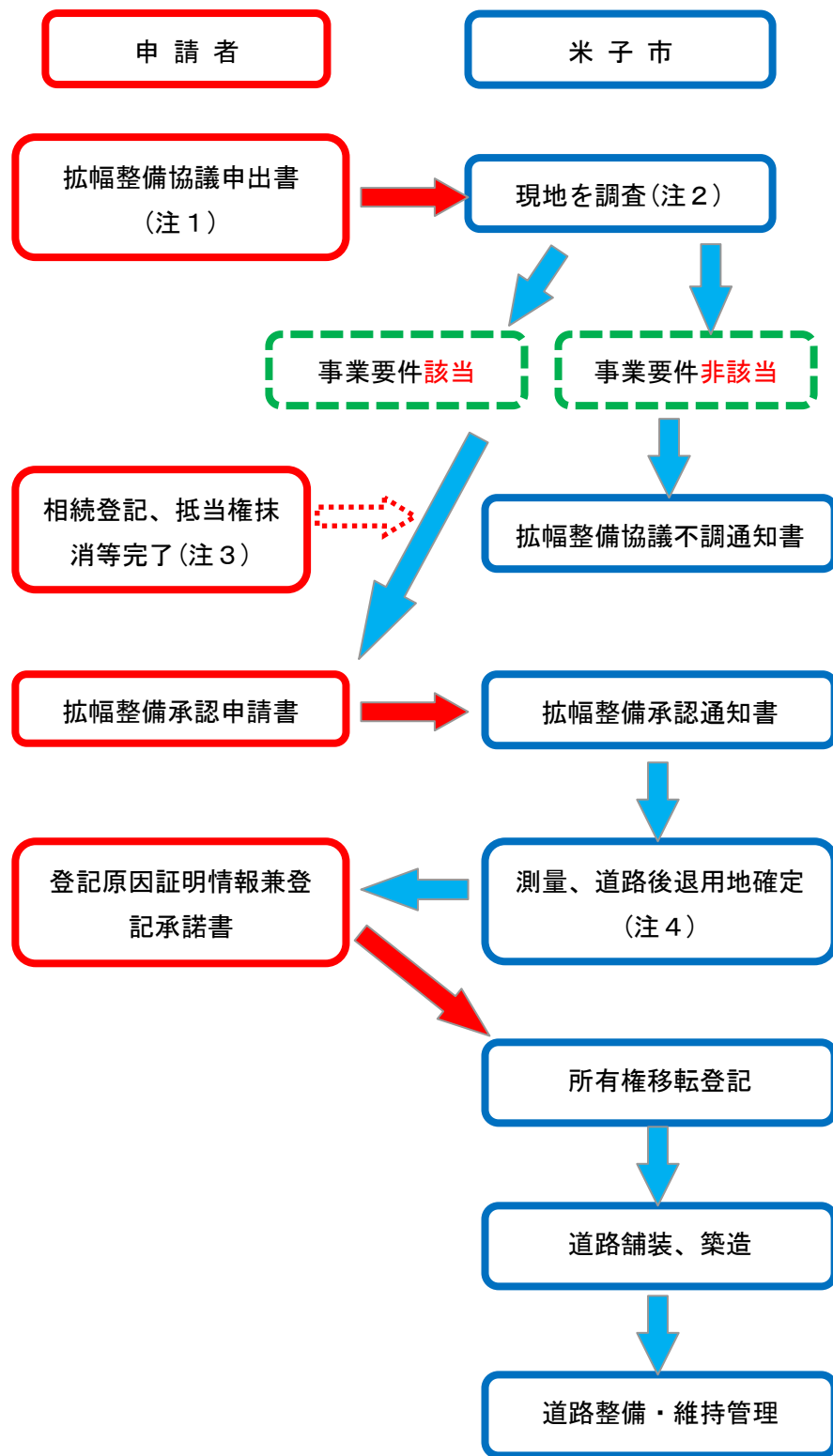


## この事業の流れ



(注1)  
拡幅整備協議申出書には申請場所や土地所有者、抵当権の有無などを記載していただきます。

(注2)  
申請者の立会いをお願いします。

(注3)  
申請地の登記名義人がお亡くなりになっている場合は、申請書提出前に相続登記を完了してください。

(注4)  
申請者及び隣接土地所有者の立ち合いをお願いします。

「生活充実都市・米子」をめざして

# みんなで作ろう

# みんなの道路



## 米子市狭あい道路拡幅整備事業

問い合わせ先

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地(本庁2階)

米子市都市整備部道路整備課

TEL 0859-23-5281

FAX 0859-23-5254

## はじめに

わたしたちの身近にある道路において、道路幅の狭い道路は、日常の交通をはじめ、救助活動や緊急時・災害時の避難、採光・通風などの住居環境の支障となっています。

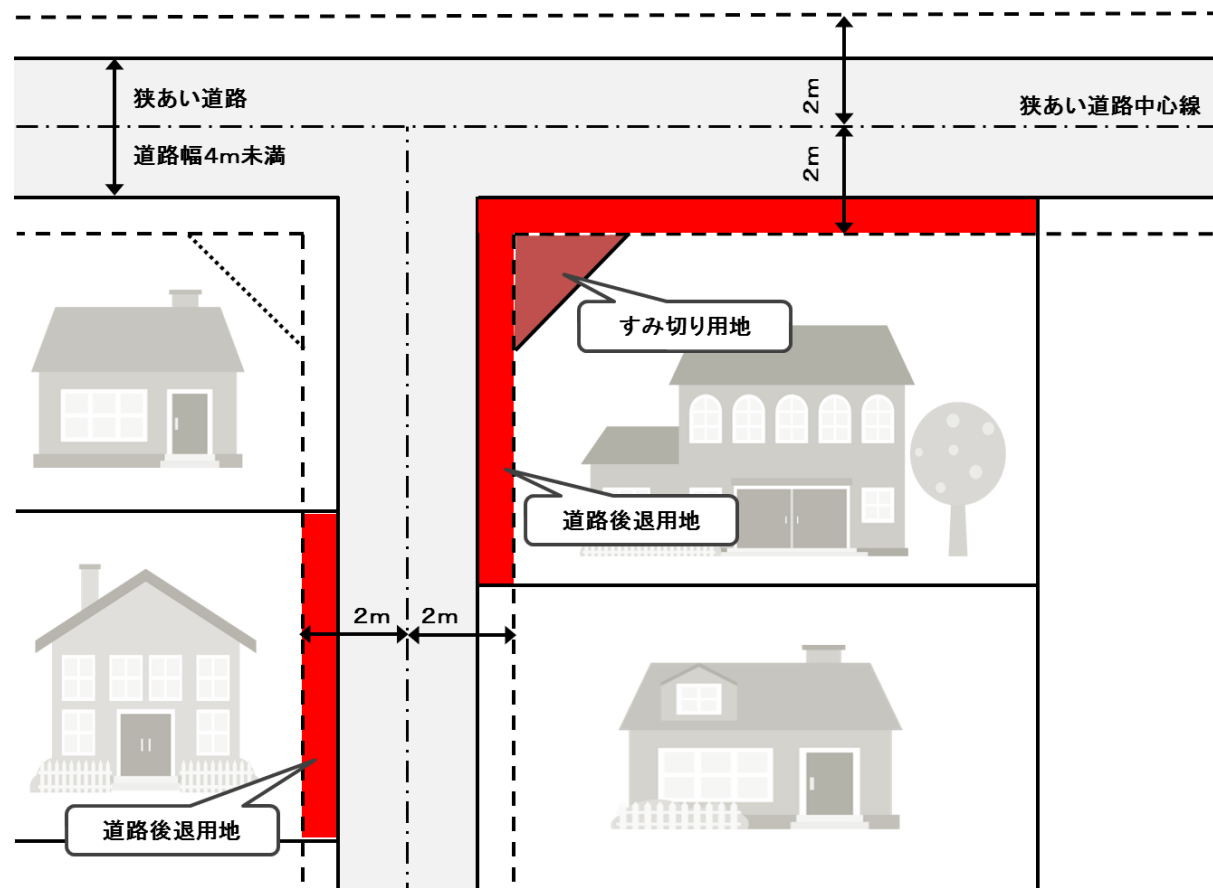
これらの問題を改善するため、米子市では道路幅が4mに満たない道路、いわゆる『狭あい道路』を拡幅整備する『狭あい道路拡幅整備事業』を行っています。

良好な環境の保全と快適なまちづくりの促進のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 狭あい道路拡幅整備事業とは

狭あい道路の道路幅を4mにするために、皆さんから狭あい道路中心線から2m後退した道路後退用地を提供(寄付又は買い上げによる)していただき、米子市が測量・登記・道路整備を行います。道路後退用地内に門・塀・生垣などがある場合は、撤去や移設のための補償費をお支払いします。また、対象地が角地の場合は、すみ切り用地(下図参照)も対象とすることができます。

### 狭あい道路整備事業のイメージ図



※狭あい道路中心線からの後退については、地形により2m以上後退する必要がある場合があります。

## この事業の対象となる道路

- 道路幅が4m未満の市道
- 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路(私道は除く)

「市道とは？」  
道路法の定めにより、市長が認定した道路をいいます。

「建築基準法第42条第2項に規定する道路とは？」  
建築基準法では原則として道路幅が4m以上ないと道路と認められません。ただし、道路幅が4m未満でも、都市計画区域内にある、建築基準法適用前から建築物の立ち並びのある既存道路で、行政庁から指定をうけた場合には、道路とみなされます。この道路のことを建築基準法第42条第2項に規定する道路、2項道路といいます。また、2項道路に接している敷地に建築する場合は、その中心線から敷地側に2mの範囲は道路とみなされ建築できません。

対象となる道路の確認は、問い合わせ先に！！

## この事業の内容

- 道路整備について  
米子市が、舗装などの道路整備とその後の維持・管理を行います。
- 後退用地の所有権について  
後退用地は、市への寄付又は市による買い上げにより市に所有権を移転させていただきます。
- 測量・登記について  
米子市が、当該土地所有者から必要な書類を受けて、測量及び分筆登記、所有権移転登記を行います。また、道路後退用地の境界線上に必要な位置に境界標を設置します。
- 支障物件の移設について  
道路後退用地内に門、塀、生垣などがある場合、撤去・移設のための補償費をお支払いします。ただし、家屋・倉庫等の建築物については所有者の方による撤去・移設をお願いします。また、後退用地内の水道、下水道、ガスなどの移設については米子市が行います。
- すみ切り用地(左図参照)について  
対象地が角地の場合、道路後退用地だけではなく、すみ切り用地も対象とすることができます。

- 抵当権その他権利関係について  
拡幅対象地に抵当権その他所有権以外の権利が設定されている場合には、拡幅整備承認申請書の提出までに解除して下さい。
- 相続について  
拡幅対象地の登記名義人が既にお亡くなりになっている方の場合には、拡幅整備承認申請書の提出までに相続登記を完了して下さい。

